

京都市保健所運営協議会条例の改正について

1 条例改正の趣旨について

- 地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関について、本市では、平成25年11月市会での議決を経て「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」を施行するとともに、「京都市附属機関の設置及び運営に関する指針」を定めて附属機関の適正な運営を図り、もって行政運営の透明性、公平性及び効率性を高め、市民の市政参加を推進しているところである。

＜地方自治法第138条の4第3項＞

普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- 今般、附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に定めがあるもの及び特別な事情がある場合を除き、①委員の定員は、原則として20名以内とすること、②市職員は、原則として附属機関の委員に任命しないこと等の方針について、全市的に取扱いの徹底を図ることとした。

2 条例改正の内容について

- 上記の方針に基づき、平成26年11月市会での議決を経て京都市保健所運営協議会条例第2条第1項を改正し、委員の定数について、従前30人以内としていたところ、20人以内と改正した（平成27年1月8日施行）。
- なお、現在の京都市保健所運営協議会の委員の委嘱人数は15人であり、条例改正による実質的な変更はない。

3 保健センター運営協議会の委員の見直しについて

- 京都市保健所運営協議会条例第6条による部会として設置している各保健センター運営協議会については、現在、全ての協議会において本市職員を任命しているほか、山科保健センター運営協議会を除いて委員の委嘱人数が20人を超えていることから、上記の方針に適合するよう改める必要がある。
- このため、全ての協議会において、平成27年3月末をもって、区長、福祉事務所長、まち美化事務所長等を解職するとともに、平成28年4月1日の次回の委員全体改選時に委員定数を20人以下とするよう整理を図る。
- なお、本市職員の解職後も、まちづくり及び福祉施策との連携によって地域保健を総合的に推進する観点が必要であるため、引き続き関係職員が事務局側として協議会に出席するなどして、協議会の運営に関わっていく。

（参考：各保健センター運営協議会の委嘱人数）

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見
現在の人数	29	30	29	26	26	19	28	30	30	30	30
市職員解職後の人数	26	28	27	24	24	17	24	28	28	26	25